

4. 1 建設副産物情報交換システムの操作の流れ

工事発注者は、自機関発注工事の排出事業者が登録した工事情報の内容確認・建設リサイクル関連様式の登録情報の集計、他の工事情報、施設情報、および調査価格情報の検索ができます。

: 必須、 : 任意

① システムへログイン

本システムへインターネットからログインしてください。

【4. 2「建設副産物情報交換システムの起動方法」参照】



② 工事情報の登録

工事情報の登録は原則として排出事業者が行いますが、排出事業者が利用できない場合などには、排出事業者に代わって工事情報を登録することができます。

【5. 1「工事情報を登録する」参照】



③ 調査価格情報を登録・更新・削除する

必要に応じて、処理施設情報、及び処理施設の調査価格情報の登録・更新・削除を行います。

【5. 2「調査価格情報の登録・更新・削除」参照】



④ 調査価格情報の公開範囲の設定

登録した処理施設の調査価格情報の公開範囲（発注機関）を設定します。ここで公開設定した機関のみ調査価格情報の検索を行うことができます。

【5. 3「調査価格情報の公開範囲設定」参照】



⑤ 登録済み情報の検索・閲覧・印刷

本システムに登録されている工事情報、処理施設情報、調査価格情報を検索し、登録内容を閲覧・印刷（PDFファイルのダウンロード）することができます。

【6「情報を検索する」参照】



⑥ 工事情報の内容確認

自機関が発注した工事を検索し、排出事業者が登録した内容に間違いが無いか確認を行ってください。

【7「登録済み工事の内容を確認する」参照】



⑦ チェックリストの確認

登録済みの工事情報に対し、建設副産物実態調査に対応したチェックを行い、エラーがある場合は、排出事業者へ修正の依頼を行ってください。

【8「チェックリストの内容を確認する」参照】

⑧ 自機関発注工事の集計

必要に応じて、自機関が発注した工事について、登録状況やリサイクル率等の単純集計を行うことができます。

【9「登録情報を集計する」参照】